



税金のベースとなる「所得」

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満 広

振返(予定)テーマ

- ① 法人税の取り立ち
- ② 税金のベースとなる「所得」
- ③ 仕入と原価
- ④ 法人税率の見たと実務
- ⑤ 収益と益金
- ⑥ 費用と損金

法人税は法人の所得にかかる税金です。法人の利益は「収益－費用」で計算しますが、法人の所得は「益金－損金」で計算します。「益金」とは会社の資産を増やす取引のひとつで、売上や不動産売却益等が該当します。会計では「収益」という単語がありますが、同じではありません。「収益でも益金にならないもの(受取配当金等、益金不算入)」や「収益ではないが益金になるもの(準備金の取崩額等、益金算入)」もあります。

ないが損金になるもの(公共事業のために土地建物を買収取られたときに受けられる取用の特別控除等)もあります。なお、実務上は、決算書の利益をベースに申告書で「収益・費用」と「益金・損金」との差額を調整計算して所得を算出します。

売上を計上するタイミングはいろいろある

法人税の細かい説明をする前に収益の基礎をおさらいします。まずは収益の計上時期(売上をいつ認識するか)を考えます。

法人税では会計の実現主義と同じように、収益が実現したときに売上を計上します。たとえば、商品の販売であれば「商品の引渡しがあった日」、役務(サービス)の提供であれば「役務提供の完了し

た日」に、売上を計上します。

収益の計上時期は現金の入金時期と必ずしも一致しません。前もって入金されても物の引渡し等がなければ売上は計上されませんし、後から入金されることになっていても物の引渡し等があれば売上は計上されます(図表)。

売上の計上時期には、次のようなものがあります。

- ① 商品、製品等の販売
商品や製品等の販売による売上は、商品や製品等を「引き渡した日」で計上します。「引き渡した日」としては、次のようなタイミングが考えられます。計上基準は自社で選ぶことができますが、選んだ基準は基本的に毎期継続して適用しなければいけません。
- ② 出荷基準
商品や製品等を自社の倉庫や工

場から「出荷した時」を引き渡した日とする方法です。3月末決算の会社の場合、当期の3月31日に倉庫から出荷した商品は、取引先に納品するのが翌期の4月1日以降でも、当期の売上となります。

③ 検収基準
商品や製品等が取引先に納品されて相手方が「検収した時」を引き渡した日とする方法です。3月末決算の会社の場合、3月末までに取引先に納品していた商品でも、相手方の検収が4月1日以降であれば、翌期の売上となります。

④ 検針日基準
検針等によって販売した数量を「確認した時」を引き渡した日とする方法です。主に電気やガス、水道等を販売する会社で採用され

ています。

(2) 請負の収益

請負による売上の計上時期は、次のようになっていきます。

① 物の引渡しがある場合(建築業等)
注文を受けた物件等の全部を完成させて引き渡した日に売上を計上するのが原則です。

ただし、分譲地の建売住宅の建築のように「1つの契約で複数物件の注文を請負い、1件完成することに代金を受領する」などの場合は、完成した部分を引き渡した日ごとに売上を計上します。

② 物の引渡しが無い場合(サービス業等)
基本的に役務の全部を完了した

日に売上を計上します。

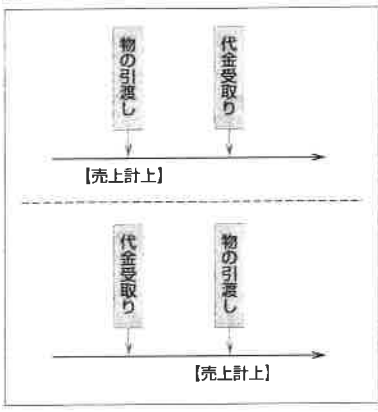
ただし、長期間にわたるコンサルティング契約のように「報酬の額が日数等で確定され、一定期間ごとに金額を確定して代金を受け取る場合」などは、金額が確定した日ごとに売上を計上します。

③ 委託販売
委託販売とは、自社(委託者といいますが)の商品などの販売を百貨店やインターネットショップ等の第三者(受託者といいますが)に委託する形態のことです。

委託販売では、委託者(自社)から受託者(百貨店等)に商品を送った時点では売上になりません。「受託者が顧客に販売した日」が売上計上日となります。

ただし、委託者が一定の期間ごと(月次・週次など)に売上計算書を作成している場合は「計算書が到達した日」を売上計上日とする方法も認められます。なお、受託者に預かってもらっている商品などは「自社の在庫(積送品といえます)」と考えます。

■売上の計上時期の基本



(4) 試用販売

試用販売とは、商品を試すに使用してもらい後で買いか返すか決めてもらう販売形態です。化粧品を顧客で試してもらい、10日以内に返品がなければ買取り」といった場合に用いられます。

⑤ 予約販売
予約販売とは、商品の引渡しや役務の提供を約束して、先に代金を受け取っても売上は「商品を引き渡した日」または「役務の提供を完了した日」に計上します。

注文から納品までの期間が長い外国車の販売会社で、代金の一部を前もって受け取っても、売上計上は納車した日となります。

⑥ 商品引換券等の発行
百貨店等が商品券を発行したときは、原則「発行した日」に売上

を計上します。

ただし、税務署長の承認を受けた場合は、商品券の発行代金を預り金として処理しておき「商品と引き換えた日」に売上を計上する特例も認められます。

なお、発行から足掛け5年目までに引き換えられなかった商品券の発行代金は「5年目の年度」に残額全額を売上計上します。

営業外収益の計上時期

売上以外の収益の計上時期について、次の2つを紹介いたします。

① 不動産の販売
土地や建物を販売した場合は、「物件を引き渡した日」が売却益等の計上時期となります。ただし、特例として「契約した日」に計上することも認められています。

② 不動産賃貸料の受取り
土地や建物を貸し付けて賃料を受け取る場合は、契約等で定められた「支払期日」が賃貸料の計上時期となります。

ただし、貸付期間が到来していない前家賃(翌月分を当月末までに支払うケース等)は、賃貸料に含めなくとも構いません。

ひらひら みつひろ 平井会計事務所代表「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を注いでいる。